

子ども図書館各室利用規程

(目的)

第1条 この規程は、子ども図書館の閲覧室を除く各部屋の名称と設置目的及びその利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(各部屋の名称と設置目的)

第2条 子ども図書館内に設置する部屋の名称および設置の目的は、次のとおりとする。

(1) 親子読書ルーム

赤ちゃん絵本コーナーとして、乳児サービスの強化を図るとともに、乳児サービスの研修の場とする。

(2) おはなしのへや

本の楽しさを子どもたちに知ってもらうため、定期的・臨時的におはなし会を実施して子どもの読書推進を図る場とする。また、ボランティアの活動の場としても提供する。

(3) 子ども情報ルーム

子どもが図書と電子機器を使った情報を複合的に活用し、より高度な資料情報検索を行うための学習の場とする。

(4) 多目的ルーム

講座、調べ学習、見学、ボランティア活動等、子どもの読書普及に関して多目的に使用できる場とする。

(5) 子ども研究コーナー

子どもと読書及び子どもの本について学ぶ大人のための研究の場とする。

(利用の承認)

第3条 前条第2号から第4号の部屋を利用する場合は、様式第1号に定める利用申請書を館長に提出し、その承認を得て利用するものとする。ただし、子ども情報ルームの個人利用にあたっては、様式第2号に定める利用申込書への記入をもって足りるものとする。

(承認の取消)

第4条 館長は、前条により第3条に定める部屋の利用を承認した後においても、次の各号に掲げる事由があるときは、これを取り消すことができる。

(1) 利用申請書に虚偽の事項が記載されていることが判明したとき

(2) 利用の様態が利用申請書と相違したとき

(3) 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第5号）第6条に該当すると認められたとき

(4) その他館長が、図書館運営上特に必要があると認めたとき

附 則

この規程は、平成14年4月23日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年3月30日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年7月23日から適用する。

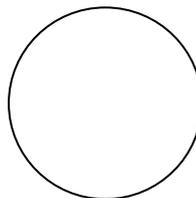
附 則

この規程は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年12月21日から適用する。

(様式第2号-1)



こ じょうほう りようもうしこみしょ
子ども情報ルーム利用申込書

★ 印じるし を読んでから太枠ふとわくのなかを書かいてください。

★ 子ども情報じょうほうルームのパソコンはみんなが使うつかのものです。

★ 子ども情報じょうほうルームにはってある「利用りようあんない」や「利用りようのおやくそく」をよく読んでから利用りようしましょう。

★ 「利用りようのおやくそく」を守まもれないときはパソコンの利用りようはできません。

※どちらかに○をつけてください。

1 パソコンりよう利用 2 がくしゅうりよう学習利用

なまえ
名前

かしたしカードの番号ばんごう

(カードをもっていないひとは学校名・
学がくねん年をかいてください)

もうしこみ び
申込日

が 月 に 日

利用時間 時 分～ 時 分